

第1条 BizSTATION 口座振替サービスおよび BizSTATION 口座振替サービス利用規定

1. BizSTATION 口座振替サービス(以下「Biz 口振サービス」といいます。)とは、BizSTATION を契約されているお客さまが委託者(収納企業)として、第4条第1項にて成立する口座振替契約に基づき、BizSTATION により当行へ口座振替収納取引を依頼するサービスおよびこれに付随するサービス(第2条に定めます)のことといたします。
2. Biz 口振サービスの利用にあたっては本 BizSTATION 口座振替サービス利用規定(以下「Biz 口振規定」といいます。)および BizSTATION 利用規定を適用するものとします(BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に Biz 口振サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz 口振規定と BizSTATION 利用規定が抵触する場合には、Biz 口振規定が優先されるものとします。

第2条 Biz 口振サービスの内容

Biz 口振サービスには、以下4種類のメニューがあります。

- ①引落依頼:引落依頼データの作成・申請／承認およびこれらに付随する各種項目の事前登録ができます。
- ②受付明細照会:承認済の引落依頼データを照会・ダウロードできます。
- ③結果通知照会:引落結果を照会・ダウロードできます。(引落日の2営業日以降に限る。)
- ④委託者情報設定:委託者名・委託者登録内容の説明・委託者情報の表示／非表示・預金者情報の表示順・引落金額の内訳に使用する項目名称を設定・照会できます。

第3条 利用手数料

Biz 口振サービスの利用にあたっては、Biz 口振サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は Biz 口振サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz 口振サービス利用手数料および消費税が引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 口振サービスの利用を申込される方は Biz 口振規定・BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定・BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。また、お客さまが Biz 口振サービスをご利用いただける状態になった時点で、当行と委託者(収納企業)であるお客さまとの間にこれら諸規定に定める事項を内容とした口座振替契約が成立したものとします。
2. お客さまは、当行所定の方法により Biz 口振サービスを取止めることができます。ただし、Biz 口振サービスを取止める時までに処理が完了していない引落依頼データがある場合は、当該引落依頼データの取消を行ったうえでなければ取止めることはできないものとします。

第5条 必要事項の届出

Biz 口振サービスの利用にあたって必要な「収納事務の対象」「取りまとめ店」「当行取扱店の範囲」「振替日」等の項目は、あらかじめ当行所定の方法により届け出るものとします。

第6条 取引の依頼

1. 引落依頼の受付にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の確認ボタンのクリック等当行の指定する方法で了承する旨を当行に回答してください。この回答を当行が、当行所定の時限までに受信した場合には、受信した時点で当該引落依頼の内容が確定し、当行がお客さまの依頼を受けたものとします。
2. 前項にかかわらず引落依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日(当行所定の時刻までに承認操作した場合)もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日(当行所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・祝日(銀行休業日もこれに準じます)に承認操作した場合)における当行所定の時点(引落日の3営業日以上前であることが前提となります。)で当該引落依頼の内容が確定したものとします。お客さまは、引落依頼の内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取消すことができます。
3. 当行は、Biz 口振サービスによる引落、変更または取消依頼取引の権限を付与された登録利用者による取引依頼であることを相応の注意をもって確認して取り扱ったうえは、使用機器等の不正使用その他の事故があつても、その為に生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により引落取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該取引の処理を行わなかったことによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

第7条 口座振替引落結果

1. BizSTATION で依頼した口座振替の引落結果は、Biz 口振サービスでのみ確認できるものとします。

2. 他の媒体で依頼した口座振替の引落結果は Biz 口振サービスでは確認できません。

3. 口座振替引落結果は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。

第8条 関係規定の適用・準用

Biz 口振規定および BizSTATION 利用規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第9条 サービス内容または規定の変更

当行は Biz 口振サービスまたは Biz 口振規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第10条 補則

1. 旧UFJ店の口座をお持ちの方向け法人インターネットバンキング・U-LINE Web シリーズの取引受付サービス(口座振替)、口振サービス(口座振替結果)をご利用の場合、当行所定の日より Biz 口振サービスをご利用になれるものとします。
2. 前項にあたっては、①U-LINE Web サービスご利用規定・②U-LINE Web 取引による預金口座振替に関する協定書等の内容に基づき、U-LINE Web Pro 申込書・U-LINE Web 取引による預金口座振替に関する協定書等を以って、当行所定の日から Biz 口振サービスの利用を申し込んだものとし、あらたな当行所定の書類提出は不要とします。
3. 当行は、U-LINE Web Pro 申込書および U-LINE Web 取引による預金口座振替に関する協定書等に記載された内容を元に、U-LINE Web シリーズの取引受付サービス(口座振替)、口振サービス(口座振替結果)に準じた Biz 口振サービスがご利用いただけるよう、当行所定の方式により必要な各種項目を設定します。U-LINE Web シリーズの取引受付サービス(口座振替)、口振サービス(口座振替結果)のご利用者が Biz 口振サービスをご利用されるにあたっては、これらの項目設定ならびに本規定をご了承されたものとします。
4. 2009年8月3日以前より Biz 口振サービスをお申込み・ご利用いただいているお客さまはすでに当行と第4条第1項の口座振替契約を締結しているものとします。また Biz 口振サービスのご利用にあたっては BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定の内容に基づいて口座振替取引がなされていたものとします。

以上

第1条 事務の委託

委託者(収納企業)であるお客さまによる収納事務取り扱いの委託は、BizSTATION 口座振替サービス利用規定(以下「Biz 口振規定」といいます。)第5条に基づき行なうものとします。

第2条 取扱方法

Biz 口振規定に定める口座振替収納取引にあたり、委託者(収納企業)であるお客さまが、預金者(契約者)から預金口座振替の依頼を受け、預金口座振替依頼書(以下「依頼書」といいます。)および預金口座振替申込書(以下「申込書」といいます。)を受けたときは、依頼書を当行に送付し、当行は、記載事項を確認のうえこれを受理します。なお、当行取扱店が、預金者(契約者)から依頼書および申込書を受理したときは、委託者(収納企業)であるお客さまへ申込書を送付します。当行は記載事項を確認し、依頼書に印鑑の相違その他不備事項があるときは、これを受理せず速やかに委託者(収納企業)であるお客さままたは預金者(契約者)に返却します。

第3条 引落処理

当行は、別途届出された振替日に該当預金者(契約者)の指定する預金口座から口座振替の依頼に基づき引落処理を行います。ただし、引落依頼データ中に口座振替準備を完了していない預金者(契約者)の指定口座に対する口座振替の依頼があった場合、当行は、その預金者(契約者)の引落処理は行いません。

第4条 口座への入金

当行は、別途届出された振替日に該当預金者(契約者)の指定する預金口座から引落した金額の合計額を、別途届出された振替日の翌営業日以後までに委託者(収納企業)であるお客さまからお届けいただいた指定の預金口座に入金するものとします。

第5条 領収書等

当行は、領収書や振替済通知書等の作成および郵送等、行なわないものとします。

第6条 預金者への通知

当行は、口座振替に関して、預金者(契約者)に対する引落済の通知および入金の督促等は行なわないものとします。

第7条 振替の停止

委託者(収納企業)であるお客さまは、口座振替による収納を停止したときは、その氏名等を直ちに当行取扱店に通知するものとします。

第8条 手数料

口座振替収納の事務取り扱いにあたっては、当行は、Biz 口振規定の第3条に定めたものとは別に当行所定の手数料をいただきます。なお、この場合、各預金規定にかかわらず、小切手の振出、または通帳および払戻請求書の提出を省略し、当行所定の日に別途お届けいただいた指定の預金口座から自動的に引落します。

第9条 届出事項の変更等

収納事務取り扱いの委託内容に変更等がある場合または解約する場合には、委託者(収納企業)であるお客さまは、当行所定の方法により届け出るものとします。

第10条 解約・変更通知

当行は、預金者(契約者)の申出または当行の都合により、当該預金者との口座振替契約を解約または変更したときは、委託者(収納企業)であるお客さまに対して、その旨通知します。ただし、預金者(契約者)が該当の預金口座を解約したときは、この限りではありません。

以上